

平成20年度中国地方知事会第2回知事会議議事録

- 1 日 時 平成20年11月17日(月) 13:15～15:15
- 2 場 所 米子全日空ホテル2階「飛鳥西」
- 3 出席者 平井伸治鳥取県知事
溝口善兵衛島根県知事
石井正弘岡山県知事
藤田雄山広島県知事
二井関成山口県知事
- 4 次 第 ・ 議事
(1) 広域連携検討会の検討状況等について(報告)
(2) 中山間地域振興協議会報告について(報告)
・ 意見交換
(1) 共同アピールについて
・ 第二期地方分権改革の着実な推進について
・ 真に地方の自立に資する地方税財政制度の構築について
・ 高速道路ネットワークの整備推進と道路特定財源の確保について
(2) その他

(事務局長)ただ今から平成20年度中国地方知事会第2回知事会議を開会いたします。私はこの会議の進行役を務めさせていただきます広島県企画振興局の妹尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず開会にあたりまして会長であります藤田広島県知事がご挨拶を申し上げます。

(広島県知事)各県知事の皆様には、大変お忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。また、鳥取県におかれましては、会議の開催にご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。さて正念場を迎えております第二期地方分権改革は、現在、地方分権改革推進委員会において、2次勧告へ向けた最終的な調整が行われております。各省庁の対応は極めて消極的でございますが、先日は、麻生総理から、地方整備局や地方農政局の統廃合をはじめとする国の出先機関の大胆な廃止・統合、地方への思い切った権限・財源の移譲を行う意向も示されたところであります。地方分権改革推進委員会においては、分権改革の理念を踏まえた、大胆かつ抜本的な見直しを勧告していただくとともに、国においては、政治的リーダーシップを強く発揮され、途半ばにある地方分権改革が早期に実現できるよう、地方として強く訴えていかなければならないと考えております。さらに、今後、本格化する来年度の国の予算編成に当たっては、景気後退に伴う大幅な地方税収の減収が懸念される中で、地方の自主的・自立的な行財政運営が可能となる税財政制度の確立、とりわけ地方交付税総額の復元・増額などについて、我々が一致して強く訴えていかなければならないと考えております。一方、道路特定財源の一般財源化に際し、総

理から、1兆円を地方財源に向けるとの構想が示されました。地方の自主的・自立的な財政運営に資するため、地方の財源を増やすという点においては一定の評価に値するものの、道路特定財源制度のあり方そのものに関わる問題であり、税制上の根幹から、大いに議論の必要があると考えております。本日は、このような諸課題につきまして、活発なご議論をいただき、中国地方知事会としての主張を取りまとめたいと考えております。どうか、本日の会議が有意義なものとなりますようご協力をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

(事務局長)ありがとうございました。それではこれからの議事につきましては、規約に基づきまして会長に主宰いただきますので、よろしく願いいたします。

(会長)それではこれからの会議の進行は私が務めさせていただきますのでご協力をお願い申し上げます。それでは議事に入ります。議事(1)、「広域連携検討会の検討状況等について」でございます。今年度の広域連携検討会での検討状況及び今後の取組み予定について事務局から報告をお願いします。

(事務局長)お手元の資料1、中国地方知事会広域連携検討会の検討状況及び今後の取組みによりまして、今年度の検討状況等につきまして、ご報告をします。まず、1ページ「1 広域自治体のあり方に関する調査研究」につきましては、後ほど資料番号2で報告をさせていただきます、ご協議いただきたいと思いますので、説明は資料番号2でさせていただきますと思います。

2ページをお開きください。「公設試験研究機関における役割分担」についてでございますが、真ん中の列に平成20年度検討状況といたしまして、今年度10月末までの検討状況を、右側の列に今後の取組み予定をまとめています。今年度10月末までに保健系4回、工業系2回など、広域連携に係る担当者会議を計11回開催するとともに、研究ニーズや研究者情報などの情報交換により協力体制の構築を図って参りました。また、共同研究につきましては、分析装置LC/MS/MS(エルシーマスマス)を活用した一斉分析法など、継続の研究に引き続き取り組むとともに、有機フッ素化合物の環境汚染実態と排出源についてや煙霧に関する広域調査など、新規の共同研究への取組みも始めています。今後の取組み予定ですが、継続課題の着実な実施に取り組むとともに、広域連携に取り組む関係機関との役割分担・情報交換のもと、更に効率的な研究成果の実現に取り組んでまいりたいということです。

3ページをご覧ください。3ページには、「県立大学の連携」、「情報システムの共同化」、「DV対策の連携」につきまして、2ページ同様に、真ん中の列に平成20年度の検討状況を、右側の列に今後の取組み予定をまとめてございます。今年度の中間報告ということでございまして、時間に限りもございますので、個々の説明は省略させていただきます。

4ページをご覧ください。「広域リサイクルの推進」についてでございます。広域リサイクルの推進につきましては、山口県からのご発案により、平成18年度から連携について検討をしております。まず、平成18年度から19年度にかけて、山口県のリサイクルを中心としたウェブサイトであります「やまぐちエコ市場」との相互リンクなどによる広域リサイクルシステムの構築を検討いたしましたが、各自治体が相互にリンクできるようなウェブサイトを

有していないことや、実績が上がらず、ウェブサイトによるリサイクルを断念した自治体があることなどから、インターネット等の情報システムによる連携は難しいとの結論に至りました。また、平成19年度から今年度にかけては、中国地方版の再生利用指定制度として、産業廃棄物の処理業の許可なく収集・運搬・処分を行える産業廃棄物の一般指定を5県で共同で行うことなどを検討しましたが、現行制度が複雑で県民や事業者理解されにくいこと、産業廃棄物の適正処理とリサイクルの狭間で、各県それぞれに事情がありますことなどから、すぐに連携することは難しいことがわかりました。以上から、まずは、国における制度の整理・簡素化を全国環境衛生・廃棄物関係課長会などを通じて働きかけ、制度改正が行われた後に、改めて連携の方策を検討することとし、中国地方知事会の広域連携検討会のテーマとしての広域リサイクルの推進については、当面、休止したい旨、山口県から提案があり、各県事務局とも了解をしたところです。中国地方知事会の広域連携という枠組みでの検討は一旦終了させていただきますが、環境衛生・廃棄物関係の中国ブロックの担当課長会議などを通じた5県の連携、情報交換等については、引き続き行ってまいりたいと考えています。

5ページをご覧ください。説明は省略させていただきますが、5ページから6ページにわたって「子育て応援パスポート」、「広域地方計画策定検討」、「中山間地域等の医師確保等検討」について、平成20年度の状況及び今後の取り組み予定をまとめています。以上です。

(会長)ただ今の説明につきましてご意見ご質問等ございましたらご発言お願いいたします。

(意見なし)

(会長)それでは、事務局の報告にありましたとおり、広域リサイクルの推進については、中国地方知事会の広域連携での枠組みでの検討は当面休止することといたしまして、その他の広域連携については、引き続き検討等を進めていくこととします。

(会長)それでは、続きまして「広域自治体のあり方に関する調査研究」についての今年度の検討状況について、資料2に基づき、事務局から報告をお願いします。

(事務局)それでは、資料2の「平成20年度『広域自治体のあり方に関する調査研究』に関する検討状況」によりまして、報告をいたします。

1ページをご覧ください。まず、本年度の調査研究の趣旨でございますが、昨年度取りまとめた「分権型社会における国と地方のあり方に関する研究報告」の今後の課題を踏まえまして、また本年5月の第1回知事会議でのご意見を参考に、今年度の調査研究のテーマを検討してまいりました。今年度の調査研究に当たりましては、地方分権改革推進委員会の検討の動向を注視しつつ、第二期地方分権改革の推進課題を中心に検討を進めることといたしました。具体的には、国からの権限移譲及び国の出先機関の受け入れのあり方、分権時代に相応しい国と地方の税財政制度のあり方、地方分権改革の住民へのメリット、以上3点のテーマを中心に現在検討を行っているところです。

2ページをご覧ください。各調査研究テーマの検討状況についてでございますが、3つのテーマにつきまして、当面の検討状況を整理しております。まず、「国からの権限移譲及び国の出先機関の受け入れのあり方」でございますが、「直轄国道、直轄河川の権限移譲」と「国の出先機関の権限移譲」に分けて検討を進めているところでございます。まず、直轄国道、直轄河川の権限移譲につきましては、第2次勧告までに直轄区間の具体的な見直しの具体的な案を得ることとされており、現在、関係都道府県と国土交通省との間で個別協議が進められています。移譲に当たっての課題としまして、現在の国の整備・管理水準を今後とも維持することを前提に必要な財源等が十分に確保される必要があります。2ページの下段の枠囲いにありまして、9月17日に3省合意として、時限的な措置として個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を検討することが示されました。

3ページをご覧ください。しかしながら、具体的な措置内容等が明らかになっていないため、上段の枠囲いにありますように、10月3日に全国知事会議から財源措置の検討に当たって、以下のとおり国土交通省へ申し入れを行っています。今回の3省合意内容、国土交通省への申し入れを前提として、移譲に係る財源措置のあり方について、その課題や検討すべき方向性について、整理を行ったところです。「課題等の整理と検討の方向性」について、「交付金等の具体的な制度設計のあり方」として、アからオまでの5つの課題等の検討の方向性をまとめています。

まず、アの「年度間で変動が大きい整備事業費等の財源措置のあり方」でございますが、整備計画の未策定など、必要となる事業費等が明らかになっていない中、巨額の事業費を要し、年度間で変動が大きい整備費等に係る財源措置については、中期的な整備費等を明確にし、年度間変動に対応でき、また、個別路線・河川ごとの財政需要を適確に措置する仕組みとすべきとしております。

次にイの「地方の自由度の高い交付金制度のあり方」であります。従来、国主導・関与の強い性格とせず、地方の自由度・裁量度の高い交付金の仕組みにすべきと考えています。

続いて、ウの「災害等に係る経費負担等のあり方」でございますが、災害等の突発的・臨時的な経費については、整備・維持管理の交付金とは区別して、災害等に対応できる財源措置の仕組みをあらかじめ検討すべきとしております。また、移譲の際に必要なシステム変更、機器購入など、諸経費についても、整備・維持管理の交付金とは別に、あらかじめ負担ルールを決め、別途、交付する仕組みが必要であると考えております。

次に、エの「交付金等の時限的な措置のあり方」でございますが、3省合意の中で検討中の交付金等は、時限的な措置とされており、今後の税財源移譲とも関連して、更に検討すべきところもございまして、一般財源化に当たっては、各団体ごとに従前の額が確実に措置される必要がございます。

最後にオの「効率化の要請に対する考え方」でございますが、3省合意による一層の効率化への要請については、今回、移譲される路線・河川に限り効率化を求めることは不合理であり、効率化を求めるならば、国直轄に係る整備管理水準の見直しも含め、トータルとして検討されるべきものと考えております。今後、交付金が効率化を理由に必要以上に削減されることがないよう国へ強く申し入れを行う必要があると考えております。

続きまして5ページをご覧ください。「国の出先機関の権限移譲について」でございます。第2次勧告においては、国の出先機関の事務・権限を4分類に区分し、仕分けが行われているところでございますが、第2次勧告を控え、今後、示される勧告内容の検証や問題点への対応等につながるよう地方の立場から、現状の支障事例等を中国5県で調査いたしましたので、その状況を当面整理いたしました。調査結果につきましては、14ページにその内容を記載しておりますので、後ほどご覧いただきまして、本日はその概要についてご説明させていただきます。まず、今回の調査において、の国の出先機関と県の間で支障が生じている事例を抽出したところでございます。支障が生じている主な例を3点ほど記載しておりますが、国の出先機関については、地域の実情を省みない住民サービス業務の撤退や本省と出先機関の間で、二重の基準による非効率や無駄が生じているのではないかと、など国と地方の役割分担の問題とともに、地域住民に対する行政サービスの低下、あるいは行政手続の非効率性が指摘されております。

次に、の不用と思われる事務の事例として、5ページから6ページでございますが、例えば、国の出先機関や独立行政法人が行う事務のうち、地方と国の出先機関又は独立行政法人の間で、二重行政が疑われる事務や、認定農業者や集落営農組織の育成等、地域に密着した事務にも関わらず、国が行うなど、地方に一任する方が合理的な事務など、国の出先機関が行う事務の中には、効率性や効果の面から、これを抜本的に見直すべきとの意見が見られます。次に

の移譲に当たっての検討課題等ですが、移譲を受け入れる場合、移譲財源の確保はもとより、例えば、労働局の事務の場合、雇用情報や雇用保険システム等が全国ネットワークとして引き続き機能できるような調整や地方農政局の事務の場合、食の安全に関する事業所の立入検査については、他県で不正事案が発生した場合の他県との連携が図れる仕組みなど、地方で確実に移譲事務が担保できる条件整備が必要になるなどの意見もございました。「検討の方向性と今後の課題」でございますが、今回の調査結果を踏まえると、議会のチェック機能が働かず、地域住民の意向も反映されない組織体質、国の本省と出先機関及び地方自治体といった二重・三重行政から生じる非効率や無駄、法令の不備による国と地方の事務の重複から発生する現場での混乱など、国の出先機関の抜本的見直しの必要性が示されたものと考えています。なお、こうした見直しに向けて、地方へ移譲を進めるに当たっては、必要となる財源はもとより、全国的なネットワークシステムや専門性の確保なども重要な問題があるので、これらの問題についても、第2次勧告で具体的な方針が示されることが必要であると考えております。

続きまして8ページをご覧ください。2の「分権時代に相応しい国と地方の税財政制度のあり方について」でございます。第3次勧告に向けた議論も見据えまして、さらに検討していきたいと考えておりまして、現時点では、議論すべき視点や論点を中心とした整理としております。まず、検討に当たっての基本的な視点として、地方の担う事務と責任に見合った、地方財政制度の確立、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を一体的に検討、第二期地方分権改革から将来の道州制移行もにらみ、各ステージごとに検討するとしております。「検討の方向と今後の課題」としまして、第2次勧告で示される国の出先機関の見直しによる地方への役割分担の整理や第3次勧告に向けた税財政の議論、あるいは道路特定財源の一般財源化など国の税制改革議論も見極めながら、主要な論点についてさらに深め、具体的な制度設計の考え方につ

いて、検討を進めてまいりたいと考えています。

続きまして10ページをお開きください。3の「地方分権改革の住民へのメリット」でございます。第二期地方分権改革を進めるためには、住民の立場に立って、これからの国と地方のあるべき新しい姿を誰もがわかりやすい形で描き、住民の理解を得ながら、国民的な議論を喚起していくことが求められます。このため、生活者の視点から地方分権のメリットにつきまして、個別具体的な事例を整理するとともに、できるだけわかりやすく住民に提示できるように、その活用方法も含めて検討を進めているところでございます。「検討の状況と今後の課題」ですが、第2次勧告の内容も踏まえまして、具体的な事例をさらに集約・整理し、できれば、住民にわかりやすい事例集として取りまとめ、あわせて、中国5県で普及啓発を行う際の活用方針なども検討したいと考えております。

次に13ページをご覧ください。最後に、「今後の検討の進め方」についてでございますが、先ほど、ご報告しました各検討テーマで当面、整理しました論点や検討の方向性を基に、また第2次勧告、第3次勧告などの議論の動向も見据えながら、さらに議論を深めてまいりたいと考えています。最終的には、来年春の知事会議を目途に、全体の研究報告をまとめさせていただく予定で、引き続き、担当部局長を中心に、検討を進めてまいります。

今年度の調査研究の検討状況について以上の通りご報告させていただきましたが、各県知事さんから引き続き、検討すべき事項や課題などについてご意見をいただき、今後の検討に反映してまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(会長) それでは、ただ今説明のございました「広域自治体のあり方に関する調査研究に係る検討状況」についてご意見を頂戴したいと存じます。

(岡山県知事) 細かいことでもよろしいでしょうか。

(会長) どうぞ。

(岡山県知事) 5ページの下から10行目あたりのところに具体的な支障の事例が出ていますが、地域の実情を無視した公共職業安定所の廃止というのは、こういう出先機関の廃止を言っている中で、確かに実情を無視したことは問題ではありますが、ちょっと例として挙げるのが相応しいのか、適当なのかどうかという議論を慎重にした方がいいという感想を持ちました。最後にまとめる時には、ご配慮いただければと思います。

(会長) これはそういった観点から注意をお願いします。

(鳥取県知事) ちょっと筆が足りないところがあって誤解を呼ぶような表現になっていると思いますが、事務局の方で書いた時の意識は、国全体で一律に削減をかけるとか、地域の実情とはまったく関係のないところでハローワークの廃止などが行われている状況があるのではないかと。ですから、地域の実情を踏まえて、本来、こういう労働行政などはやるべきではないかという

問題意識で書いているわけです。ハローワークの廃止をするなどという意味ではないと思います。これは、まだ中間段階でしょうから、これから最終的な意見の取りまとめに向けてやっていけばいいのではないかと思います。それから、全体的に、ここに書いてあることは、多分、どの知事さんもあまり違和感のない当たり前の話だと思えます。これから、最終取りまとめに向けていくに当たって、麻生総理が今、おっしゃりはじめている消費税のアップですが、これについては、経済成長が3%の段階になれば我が国は検討すべきではないかというお話も注釈がつくようになってきたりして、少しずつ動いてきています。これから来年の春に向けて、最終的にこの報告書を取りまとめる段階にあたりましては、こうした消費税アップの議論が出てくるのであれば、それに対応した我々としてのスタンスもよく議論した上で書き込める範囲で書き込んでいくということが必要ではないかと思えます。それから、ここには取ってはっきりとは書いていないわけですが、国の出先機関の今回の移譲の件とか、道路や河川の移譲について、来年の春からくらい、状況が今より大分変わってくると思えます。これも、臨機応変にお互いの意思を交換した上で最終取りまとめに向かうべきではないかと思えます。

(会長) あくまでも、部局長レベルによる調整の会議の過程としての文言の使い方ということで、最終的に知事会として合意されたものではございませんので、今後よく調整をさせていただきたいと存じます。それから、麻生総理のこのところの一連の発言で、どう動いていくか非常に見極めにくい時期でございますので、来年の春の知事会を目途にということではございますが、ここは平井知事さんがおっしゃるように臨機応変にやっていく必要があるのではないかとこのふうにも思っているところです。

(山口県知事) これは、山口県が担当している分野ですから、地方分権改革の住民へのメリットですが、10ページに地方分権のメリットということで挙げてあることは理解できるのですが、この具体的な事例との関係がどうもすっきりしていないなと思えます。具体的な事例の方がちょっと細かくて、住民の皆さんから見たときに、こういう事例があるんだ、従って地方分権を進めなければいけないのだというふうに思っただけの事例としては、あまりにも細かいような気がしますので、さっきの出先機関の関係の支障が生じている事例とかもありますから、そういうものとうまく合わせて、もっと幅広く、わかりやすくした方がいいかなという感じがします。そこは、山口県も担当していますから、私の方もこれからよく見た上で対応させていただきたいなと思っております。

(会長) 広島県でもパスポートの移譲とか、福祉事務所のあり方とか、建築確認とかを全部移譲してしましまして、結果として非常にサービスが速くなっているという具体的な事例もございまずので、また部局長会議等で詰めながら、今、二井知事さんがおっしゃったような主旨で進めていけばいいのではないかと思います。

(島根県知事) 直轄国道、直轄河川の移譲というのが、当面実際的な問題になってきますが、今までの5県のレベルでの検討は主要なポイントは押さえておられますけれど、この前の知事会で

も私どもの方から言ったわけですが、現実の問題になりかけていますから、はやく進めた方が基本的にいいのですが、例えば道路ですと、バイパスが未整理であるとか、将来、高速道路として活用されることが見込まれている、あるいは、地元が望んでいる国道はある程度、国で整備を進めてからやらないと、その前に移譲するというのは無理なわけです。河川もそうです。河川の整備計画などができている、あるいは、できているけれどもまだぜんぜん進んでいない、あるいはできていない場合もあります。そういう場合は国の直轄事業としてある程度、実績をつくり、こういうやり方でやっているのだというのがあって、引き継いでいくのが大事なことだという主張をしています。全国知事会でもそういう文言が入っていますが、具体的にどういうふうな段階に至れば可能になるのか、その方が合理的なのか、そのようなことも5県で知恵を出しあったりすると参考になるのではないかと思います。今後の検討の際にそういうことも念頭に置いて議論をしてもらおうと大変ありがたいと思います。

(会長) 実際問題として、ここはちょっと頭が痛いところではあるのですよね。例えば、中国地方整備局は2,000人の人間で7,000億円近い予算を持ってやっていますから、すべての面で我々の規模を大きく上回っているわけですよね。例えば、島根県さんであると江の川がありますし、岡山県さんであると、広島県では我々が移譲して欲しいと思いつつも済んでいるのが芦田川です。数キロ、岡山県にありますからね。ああいったものがあるものですから、道州制論議と、卵とニワトリのようにどっちが先なのか。さっきおっしゃったように計画が立っていないのは論外ですが、河川の改修計画等、どこからどう手をつけて、どういう計画のもとにこうやっているという計画と財源とともに移譲を受けないと、とても県民の皆さんの身体生命・財産の保護とか、利便性を確保できないという面がございます。

(島根県知事) それで、当面の話としては、河川の場合は県内で水源から河口までが県内で終了する時は、移譲していかうとしたい方針として決まっていますけれど、そういう河川についても共通の課題があるわけですから、どういうふうな段階に至れば県に国から移譲するのか、そういう考え方みたいなものを整理するとそれぞれの県が対応する時に参考になるのではないかとこのことを申し上げておりました。県外にまたぐのはまた別の話として考えていくべきでしょうが、当座の話としては、そういう問題についても念頭に入れて議論されると有意義ではないかということでもあります。

(会長) おっしゃることは非常によくわかりました。1つだけ申し上げておきますと、今、我々が苦労しておりますのは、広島県の太田川です。国が200年に1回の災害に対応する8本の河川のうちの1本に指定されているのですよ。予算事業費が2,000億円あるのです。これを広島県に任せると言っているのです。その2,000億円以上の予算事業をどうやっていくのか。大変難航していますので、おっしゃる主旨でいろいろなことが整理できればいいのですが、想定外の障壁も出てこようかと思えます。ただ、部局長会議等でよく議論しながら前に進めていけばいいのではないのでしょうか。その他、ございませんか。それでは、ただ今のご意見を踏まえまして部局長さんを中心に引き続き研究検討を進めていただくこととします。続きまして、

議事2「中山間地域振興協議会報告」でございます。中山間地域振興協議会事務局から今年度の共同研究等についてご報告をお願いします。

(中山間地域振興協議会事務局)事務局の島根県でございます。ただ今から本年度研究テーマとして選定いただきました事業について検討状況の中間報告と来年度以降3ヶ年にわたって予定しております次期テーマの検討の方向性についてプロジェクターをご覧いただきながら報告をいたします。

(中山間地域振興協議会事務局)事務局中山間地域研究センターの藤山です。協議会の現行研究ならびに次期テーマ検討の方向性について報告いたします。さて、当協議会が発足して10周年となりました。10年前にスタートした共同研究は、直接支払い、交通システム、コミュニティー運営など新政策の導入や自治体合併により、地域現場で求められる研究テーマを展開し、集落から市町村、県、そして中国地方全体で研究成果の共有を進めてまいりました。現在、事務局である中山間センターには5県の集落や自治体から視察や講演依頼が相次いでいます。このような中山間地域を対象とする広域の研究組織は、他のブロックに類を見ないため、近年では全国的にも注目され、国土形成計画や広域地方計画など国への政策提言も進めているところでございます。平成18年から3年間で進めています現行の3つの研究テーマの到達点については、来年3月までにさらに詳細なデータ分析やモデル構築を進めますが、集落地域に対応して次世代の地域運営モデルの範囲や方向を提示できたと考えています。今後は集落を超えた小学校区程度の基礎生活圏を改めて範囲設定した上で、住民、都市、行政をつなぐ結節機能、人材、組織、拠点の3つの側面から整備を図り、住民を中心としたネットワークを広域化させ、さらに各地域で重ね合わせ、分野を横断して複合化させるといったネットワークに進化を目指したいと考えております。さて、このような現行テーマの到達点を受けて、来年度からの次期研究テーマはどのような方向で検討を進めるべきでありましょうか。まず、念頭に置くべきは、新しい時代状況への対応です。中山間地域は地域の担い手のさらなる減少を高齢化により、産業社会の持続性危機に直面しております。その一方で海外からの輸入に頼った食料エネルギーの供給基地として中山間地域の国家戦略上の重要性は急速に増しております。そうした食料エネルギーの供給不安、あるいは団地等の高齢化を迎える都市部の危機に対して、中山間地域は国民の暮らしと国土を共に担うパートナーとしての役割が期待されております。そして、次期の過疎法や直接支払い制度といった新たな政策体系が始動する中、以上申し上げた課題や重要性、役割を担う基礎的な圏域を中山間地域の住民に最も近いところから実際に構築運営していくことが求められております。このような新しい時代局面の認識を受けて、次期テーマにつきましては、中山間地域における共生の里づくりへというキャッチフレーズを掲げ、現行テーマの発展、直面する課題対応、長期的な戦略検討という3つの方向で整理し、検討することを提案いたします。研究ステージといたしましては、現行テーマで提示された地域運営モデルに対応し、具体的な行動指標、つまり実践的なプログラムを開発するとともに、中山間地域の重要性を活かす長期的な戦略を検討するものであります。まず、現行テーマの発展の方向性につきましては、集落を超えた基礎的な生活圏と土地活用について、より具体的なプログラムを開発

提示していきます。次に直面する課題対応としては、まず、集落危機に対応して、新規に導入されつつある集落支援員の活用等を通じて、地域現場での対応手法の充実を図ります。そして、現在、対応が進められている次期の過疎法、次期の直接支払いについては、しっかりこれらが地域現場で活用されるプログラムをタイミングよく開発していきます。3番目の方向性としましては、新たな時代局面における地域構造の転換を展望し、農林水産業を基礎として、地域経済をけん引する産業育成のあり方について検討を進めます。また、中山間地域の食料エネルギー等の供給能力やCO2吸収等の環境容量を活かした協定や産業連関、二地域居住などにより、都市との共生を進める戦略も同時に関連して検討いたします。以上申し上げたプログラム開発や戦略検討は、その担い手である人材育成や都市も含む広域的なネットワークの広がりなくしては実現できません。そこで共同事業としては、例えば集落支援員などを対象に人材育成のプログラムを5県共同で行うことを提案いたします。そして、この知事会共同研究の成果をシンポジウムで公開するなど、都市部への情報発信に努めてまいります。そして、このような取り組みは省庁とも連携して、中国地方ブロック全体での共同展開へと進化させていく方向を検討しています。以上でございます。

(会長)ありがとうございました。ただ今のご報告につきまして何か御意見等がございましたらご発言をお願いします。

(島根県知事)これから期限切れになります過疎法後の新しい過疎法を成立させていく作業が我々に課されているわけですが、それはそれとして進んでいくわけですが、そういう中で、今、説明にもありましたが、例えば集落を集約し結節点となるような小学校区のような拠点をつくっていくとか、そういう中で施設整備とかいろいろな事業も必要であります。集落をリードする人を育てるとか、そういうソフト面の事業もやっていかななくてはならない。あるいは、医師の確保とか高齢者のケアとか、あるいは地域の輸送、そういうソフト面の事業が新しい過疎法の中で出ていくだろうというふうに、それをしなくてはならないと考えているわけですが、実際にできた場合にその準備をそろそろ実際面でもしていく必要が出てくるのではないかと思います。そういう意味におきまして、今の映像にもありますけれど、人材を育成する、集落をリードするような人を育てるようなプログラムを現実にやっていくことが必要になってくると思います。そういう意味で5県で共同して、そういうプログラムをやるとか、他のプログラムについてもかなり具体的な準備をしていく必要があります。そういう意味におきまして、これまでも中国地方中山間地域振興協議会として共同事業をやっておりますけれど、それをさらに強化していく必要があると考えます。また、そういう意味で島根県にあります中山間地域研究センターに各県からも人を派遣していただいているところもありますけれど、さらにそういう強化充実をお願いしたいと思います。

(鳥取県知事)今の報告の中にもございましたし、溝口知事の方からもお話がありましたけれど、中山間地域の取り組みは中国地方の共通の課題だと思えます。それで、今の報告の中にもございました、特にこれから5県で共同でできることを考えてみてはどうだろうかというのには、

私も賛成いたします。鳥取県も、遅ればせながら9月の議会で中山間地域の振興の条例を制定させていただきました。この条例で、ひとつは人材育成とか地域づくりに取り組むということがあるわけですが、ここにあります人材育成の5県共同研修プログラムというのは非常におもしろい提案ではないかなと思います。鳥根県のセンターでやるというのも1つの考え方ですし、あるいは5県それぞれのいいところがありますから、そういうのを実践的に、実例をお互いに地域の人に見ていただくことで、地域づくり、中山間地域の活力増進のための参考にさせていただく。そうやって、いわば地域づくりの人材育成を5県が共同して行っていくようなスタイルができてくれば、これは中山間地域の人づくり、地域づくりの促進に資すると思います。今まで、こういうツールについて真剣に議論したこともありそうでなかったように思いますので、5県共同でそうした人づくりだとか、ノウハウづくりを実践を伴った形でやっていくのが、私は望ましいのではないかなと思いますので、溝口知事のご提案に賛成を申し上げますし、今の報告のこういう人材づくりなどにいろいろと意見交換をした上で具体的なプログラムをつくってみてはどうかと思います。

(岡山県知事)私ども岡山県の方でも数年前に中山間地域の振興を図るための条例が制定されていますし、本県は本年度から3ヶ年で10億円規模の特別対策事業をスタートしております。中山間地域の活性化は非常に大きなテーマであるということで県政を挙げて取り組んでいるところでありますので、そういった中で私どもも9地域をモデル地域に選びましてそれぞれ関係の方々が地元の市町村と一緒に、地域住民の方々にも協力をいただきながらそれぞれの活性化対策をつくり上げ、それを実践に持っていこう。そして、そのモデル事業を県下各地へ広げていこうという事業が今年度からスタートしているところでございます。そういった中でまさに本日のご提言にございますように、この共同事業として、先ほどご指摘がありました人材育成とか都市部との交流ということで、より一層しっかり情報発信をしていくというのが大変大きなテーマでございますので、こういう共同事業ということで次期テーマの検討方向性を出されるということは、我々といたしましても大変タイムリーで時機を得た取り組みということで、私どもも期待しております。ぜひとも私どもの中山間地域振興対策とも連携をさせていただきまして、この事業を本県としましてもしっかりと連携して取り組んでいきたいと考えているところです。私は、大変、この方向性につきましては、大いに賛同し期待させていただきたいと思っています。

(山口県知事)山口県も7割が中山間地域ですから、中山間地域をどう振興するかが山口県の元気にも関わっていると私も思っておりますので、できるだけテーマを新たに絞りながら、やっていく方向については、私も賛成をしたいと思っております。ただ、今、これまでも大変大きな成果を上げてきていただいておりますので、知事の立場からというよりは、実務者同士の間でどういう成果をお互いに上げてきているのかということがもっとわかるようになればいいなという気がするのです。これは、緊急の課題ですから、いろいろな研究をするのはもちろんいいわけですが、実践をいかに速くやっていくのか、スピーディーにやっていくのかということが大変大事ですから、それぞれの県で今までやられたことの成果をお互いに共有しながら、

それぞれの県の中でいいものは、お互いに実践していくという実践的な取り組みを広げていくということをこれからさらにしていくべきではないかなという感じはしています。

(会長) 実は、この中国地方中山間地域振興協議会の運営等につきまして、事務局として少し検討させていただきたいことがございますので、事務局から説明をいたします。

(事務局長) 先ほどからお話に出ていますように、中山間地域の振興協議会は、平成10年に島根県さんが、中山間地域の研究センターを設置されました際に、センターを事務局として各県の中山間地域の担当課長により組織されたものでございます。それを受けまして、中国地方の知事会で負担金を元に共同事業として振興策の研究等の事業を推進してまいりました。その時からスタートして10年が経過しております。この間、県下の中山間地域を取り巻く情勢は極めて厳しい状況になっております。先ほどからお話がございましたように、中国5県にとりましてはいずれも似たような課題を中山間地域が抱えているという状況にあると考えています。この際、10年経過したということで、もう一度、先ほどの議論も踏まえまして、例えば具体的な施策の検討、あるいは中山間地域の構造的な改革といいますが、持続的な地域として可能な地域構造というものについても検討をしてはどうかということを考えております。これまでの成果を踏まえて、今後、協議会が果たす機能、組織体制、あるいは当協議会と中国地方知事会の関わりなどについて事務的に、もう少し掘り下げて議論させていただきたいと考えているところでございます。その結果をできましたら、それがお許しいただけるのであれば、その結果を次回の知事会でご報告させていただくというようなことはいかがかということでございます。よろしく申し上げます。

(会長) ただ今の事務局の説明につきましてご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

(島根県知事) その主旨でけっこうであります。先ほども申し上げましたように新しい過疎法に、後、1年半ぐらいでうまくいけば進むわけです。そうすると新しい過疎法の中に新しいテーマといいますが、新しい支援の仕方などが含まれているでしょうから、そういうものの準備になるようなタイムリーな研究体制を構築してもらいたいというのが意見です。

(鳥取県知事) そのように、今後、10年という節目で新たに組み直して、施策体系をつくっていただくことは、私も賛成したいと思います。特に、二井知事がおっしゃったような実践的な取り組みを支援するような、フィールドに出ていくようなことにさらに重きを置いていただければと思います。

(会長) よろしゅうございますか。それでは、この中国地方中山間地域振興協議会につきましては、中山間地域のあるべき姿を見据えた上での今後の共同研究テーマや協議会の機能、組織体制や中国地方知事会との関わりなどを含め、今後、事務局にもう少し掘り下げて検討していただくこととします。

続きまして意見交換に入ります。今回の知事会議に当りまして、各県に共通する課題などに関して、国への提案等へ向け、共同アピールを取りまとめることについて、事前にご提案をいただいております。本日は、これらの共同アピール案等について意見交換をし、可能な限り、取りまとめを行いたいと存じますので、皆様のご協力をお願いします。

(会長) それでは、まず、「第二期地方分権改革の推進について」でございます。この件につきましては、山口県から共同アピール文のご提案をいただいておりますので、その趣旨等について、山口県からご説明をお願いします。

(山口県知事) それでは、私から第二期地方分権改革の着実な推進について共同アピールをすることについて提案させていただきます。この提案の趣旨については、先ほど藤田会長さんから要約してごあいさつがありました中に出しております。重複はいたしますが、改めて申し上げさせていただきますと地方分権改革推進委員会がこの年末に国の出先機関の見直しを柱とする第2次勧告を予定されているということで、いよいよ第二期地方分権改革も大きな山場を迎えるということになります。地方分権改革推進委員会の考え方そのものは、我々が考えている方向性とほぼ同じ方向性ですので、これをぜひバックアップしていかなければならないと思うわけです。先ほどお話がありましたように出先機関の見直しに関する各省の反応が現行制度を維持しようとする消極的な姿勢に終始しておりますから、このままの状況が続けば分権改革の実現に向けた道のりは極めて厳しいものになるということを危惧しております。先日、麻生総理と丹羽委員長との会談時に出先機関の見直しなどについて大胆なというか、非常に前向きな指示があったとされておりますので、今、申し上げましたように委員会をバックアップするという意味でも、また、政府に対して強力な政治的リーダーシップを発揮するようにさらに要請しますとともに、地方が一致結束して今回の地方分権改革が着実に推進されるように中国地方知事会としても強くアピールをすべきであると考えまして、この文案のようなものを用意させていただきました。ご賛同のほどをよろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。ただ今のご提案につきましてご意見等がございましたらご発言をお願いします。

(鳥取県知事) 二井知事のご提案に全面的に賛成をしたいと思います。特に最近の地方分権をめぐる議論が、やや混迷しているのは残念なことだと思います。地方側としても、財源だとか、しっかりとした手当をもらいながら移譲を受けていくということの受け皿になる意思は十分にあると思いますが、国の方が財源の移譲について国道とか河川の問題についてなかなか明らかにしないものですから、こうした混乱になっている。先ほど藤田会長もおっしゃいましたように、太田川も2,000億円を超えるところをどうするか、何の整理もないまま、とにかくなし崩的に事態が進展してしまうのではないかと、そこに対する懸念を我々としては重大に持つわけでありまして、この時点でこうしたアピールを行うことは、非常に意義のあることだと思います。そして、このアピールを出したことですべてが終了するわけではないと思いま

す。ここから先、国の方で、かなりドタバタが始まると思いますので、藤田会長のリーダーシップのもとで、適宜適切に国の方の動きに対するカウンターパンチを打っていく。事務局で整理をしながら、適宜適切に中国地方知事会としてのアピールを出していくべき時期に差しかかっているのではないかと思いますので、そのへんのお取り計らいもいただければと思います。また、もう一つ、道州制の前提としても今の状況は極めて厳しい、残念な状況だと、二井知事の方でお話がありました。私もそのとおりだと思います。最近、経済団体の方から、道州制が導入されれば5兆円のお金が浮き、合理化が図れるという数字が出されていると報道されています。私は、詳細を見たわけではありませんけれど、やや一方的な話で、非常に危惧をしています。と申しますのも、それは、都道府県の県庁なり都道府県の組織を合理化してこれだけお金が出るというロジックなのですが、我々からすれば、中央省庁を解体して、中央省庁がなくなることによって、そうしたお金が出てくるのが本来の道州制ではないかと思っています。どうも、議論が国の都合のいいように一方的に誘導されているような気がしてしょうがないわけでありまして、道州制の闘いを前提としての地方分権改革をしっかりと、我々中国地方知事会として団結して立ち向かっていかなければならないと思います。

(会長)特に文面についてご意見があるわけではございませんね。よろしゅうございますか。それでは、この共同アピールにつきましては、原案のとおりといたします。

続きまして、「真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について」でございます。この件につきましては、鳥取県から共同アピール文のご提案をいただいておりますので、その趣旨等について鳥取県からご説明をお願いします。

(鳥取県知事)今の分権改革と軌を一にするところでありますけれど、税財政制度のところの根幹を担保してもらう必要があると考えております。特に1番のところではありますが、地方交付税の総額につきまして、平成21年度の概算要求で6,000億円減額される要求になっています。これについて、麻生総理の方から1兆円とか2兆円とか景気のいい数字が出てきて、これもやや不透明な感じがいたしますけれども、ともかく現段階ではっきりしていることは、概算要求段階で6,000億円減額だということでございます。我々としては、地方交付税総額を、むしろ三位一体改革で削られたものがあるわけでございますから、復元してもらいたいという主張を今段階ですていく必要があるのではないかということです。それから2番目としましては、国税と地方税の5対5を実現する、さらに偏在性が少なく安定性に富んだ地方税体系を確立してもらう、このことも、今の地方分権改革の議論の進展に応じてこの際要求しておくべきことだと思います。併せて、経済対策がいろいろ行われておりますけれども、財源のところは、一次の補正予算についてははっきりしましたが、これから二次補正が議論されます。そこには、いろいろなテーマが入っているわけでありまして、そこにおいて地方負担が不公平に増えることがないように、これも今の段階で釘をさしておく必要があるのではないかと。先ほどの分権改革に伴う提案とお受け止めいただければと思います。

(会長)ありがとうございます。ただ今の提案につきまして、ご意見がございましたらご発言をお

願います。

(岡山県知事) 地方交付税の復元増額につきましては、本当に我々といましては、現在、地方財政が軒並み、危機的な状況に陥っているということからも、より一層我々団結して、強くこれは主張していかねばならないと考えております。全国的に削減してしまった地方交付税を一刻もはやく、これを復元すべきであるという立場に立って、今回、ご提案いただいた文書を拝見させていただいているわけですが、私としましては、全国知事会の会長の麻生会長から我々に対して、書簡が送られてきましたが、その中でも触れておられ、藤田知事も冒頭でごあいさつされました、例の道路特定財源の一般財源化に伴って、国から地方への移転をしていく1兆円の問題ですが、この問題につきましては、やはり、我々、中国地方知事会としまして、この緊急アピールの中にぜひとも記載をするべきではないかと、このように私は考えて提案させていただきたいと思っています。麻生会長の書簡の中にもありますとおり、この地方への1兆円は、地方道路整備臨時交付金の約7,000億円と別枠でないと意味がない。また、一方、この道路特定財源の問題に関連しまして一般財源化に伴って、これまでの3.4兆円の地方枠を維持するということを、我々地方は求めているということでありまして、これを確保した上で地方交付税の復元増額の一環として、見直すべきであるとのように書簡の中で、政府に対して知事会として主張していると、この旨、記載されているところでありますが、その点、私は全面的にその考え方に賛同させていただきたいと思っています。今、非常にタイムリーな議論になっているところですので、ぜひともこの1兆円の問題につきましては、地方道路整備臨時交付金とは別枠で地方に交付する仕組みとするということにつきまして、ぜひともここで記載をするべきではないかということで、提案をさせていただきます。取り分け、3のところに記載をしていただければいいのではないかと考えています。

(山口県知事) 私も石井知事が言われた方向で一応思うのですが、ただ、私が心配しているのが、この1に地方交付税総額の復元増額というふうにあります。この1兆円というのが、この問題とは別のものとして1兆円上乗せを。結果としては、財源ですから一緒になってしまったら、上乗せされたのかどうかというのはわからなくなりますけれど、地方交付税の財源の一部に1兆円が使われたということであれば、あまり意味がない話かなというような気がします。別枠でというのは、私も同じことなのですが、その時に道路に必要な財源全体がどうなるのかということが見えないわけです。だから、1兆円を7,000億円と別枠でということまでは、私も賛成なのですが、1兆円がそういうふうになった時に、国と地方が合わせて道路に必要な財源は、どこからどういうふうに出してくるのかということが見えないことが非常に心配だという気がするのです。したがって3として、入れていくということであれば、道路に必要な財源を確実に確保するというのが一方でなければいけないのではないかなという気がしています。

(島根県知事) この1兆円の問題、まだ特例交付金の7,000億円のなか外かという問題が決着していないし、両方の解釈そのものがまだ分かれている状況なので、この問題にどう触れるか

というのは、難しい問題だと思います。しかし、一般原則はきちっと述べておかないといけないということでありまして、私は道路の問題は大都市部を中心に基幹的な国道、高速道の整備が進んできているけれど、地方部においてはまだそれが完成していないという問題がまだあります。例えば島根なんかの場合ですとあるわけです。それから、他の生活道につきましてもありますから、道路はもう整備されていないという状況にはなっていないのです。あるいは、都市部では待ったというところがあるかもしれませんが、それはやや独りよがりです、道路はネットワークですから、全国的にそれは整備されなければいけないわけですから、そういう意味で必要な道路はつくと政府も言っているわけです。だから、必要な道路をつくる財源はきちっと確保するということが、明確にいつておかないといけないと思うのです。そういう中で、道路の一般財源化問題がありますが、そういう意味では、まだまだ整備がすすんでいるわけではありませんから、道路に関連した部署に道路以外の事業として一般財源化したものを使うということはあるでしょうが、まったく一般財源化してしまいますと、極端な場合は、さっきのように1兆円の国の事業費にあてられた一般財源を外に出し、地方に配り、それを一般的に使うということになると、道路財源は1兆円減るということになります。それでは、困るわけです。特に国が行っている直轄事業というのは、まさに基幹的な道路なわけです。高速道路であり、大きな道路でありますからね。そういう事業は、事業として確保しなければならないと思います。そういう意味で、道路の財源を確保し、一般財源にする場合でも、そういう道路の整備が遅れているところに配慮するということが必要でしょう。それから、その話と別に地方財政一般に財源が足りないから手当をするというのは、いろいろなやり方があるわけです。それは、国税を配分する、あるいは国税もありませんから、その場合は借金ということにもなります。それは、別の問題として切り離して考えないと話は難しくなると思います。従いまして、地方財源一般を確保するという問題と道路整備のための財源を確保する問題、道路整備の事業費の財源をどうするかというのは、また別の問題としてあって、そこらへんの整理をよくしながらしませんと誤解が生じるということでありまして、今の地方税財政制度の問題、一般的な話ですから、その問題と道路の問題は次に出てきますから、切り離してそちらで議論した方がよろしいのではないかと私は思います。いかがですか。

(岡山県知事) 私が質問をいただいたということなので、私は今の地方交付税総額の復元増額という一番大きなテーマでこの地方財政制度の構築についてのアピールをまとめるということでありまして、やはり今現在の我々の危機的な地方財政に陥っている背景に一番大きな要因としてありますこの交付税の問題について、平成16年の大幅削減を念頭の置かれながら、麻生総理がその1つの復元策とされてお考えになったのではないかと、私は受け止めておりまして、そういう面では交付税のことに関わっております地方税財政制度の構築というアピール文にこそ、この点をぜひ何らかの形で触れるべきでありまして、私はこの道路特定財源の一般財源化という大きな国策上のテーマにつきましても、まさにこれこそ国全体の財政制度の中で必要な道路整備に伴う財源措置というものは、当然、しっかりと地方に対して確保してもらわなければいけませんし、また直轄道路も当然、必要な額は確保されなければいけない。これは、公共事業全般、他の治水事業、港湾事業とかいろいろありますが、こういったことの並びの中

で必要な道路整備事業というものは全体的に予算が確保されるべきであります。これは、国全体の財政制度の中でいろいろな手法を駆使しながら必要額を確保していくということになるべきものかなと考えています。そういう面におきましては、私は、高速道をはじめとする道路整備に必要な財源の手当てということは、確かに次の3番目のアピール文の中にしっかりと訴えていくと、追加で記載すべきではないかということについては、十分理解できます。今、私をご提案させていただいています項目につきましては、できればこれは地方税財政制度根幹に関わる、この数年来ずっと主張して実現できなかった、復元といいながら、交付税についての国から地方への配慮というものが具体的な大きな数値として実感がなかったこの数年間です。今年も、3,000億円ぐらいで少し配慮されましたものの、実際に我々の県にきた時には、微々たる金額でありました。この1兆円というのは、そういう面では本当にタイムリーな、我々が今まで強く主張してきたことを、しっかり麻生総理に受け止めていただいて、ご提案されていると思っていますので、今こそ、地方が総力を結集して強くこれを総理のお考え、そして総務大臣もそれに賛同していらっしゃるわけですから、後押しをしていかないと、時機を逸してしまうのではないかと考えております。明日の全国知事会の中でも一番大きなテーマになるのではないかと思いますけど、我々地方財政は、どこも非常に厳しい中国地方でございますから、この点は一致団結してアピール文の中に記載することができればと考えています。今、溝口知事のご提案につきましては、その点は次の3番目のアピール文の中に盛り込んでいくということで、両方に記載するというところで、いかがかということでご提案させていただきたいと思えます。

(会長)ただ、個人的な感想なのですが、確かに道路特定財源の一般財源化というのは、閣議了解されましたけれど、暫定税率をどうするのかとか、細かい議論にぜんぜん入れていないのです。そして、その結果として一般財源化になった道路財源をどう使うかという議論もまったくなされていないのです。その段階で、「真の地方の自立に資する地方税財政制度の構築について」というアピール文の中に、どこまで細かいことを書き込むのかなという気がします。ただ、様々なご意見もございますので、今日、この後、発展推進会議もございますから、その時間も利用して実務者レベルで再調整して合意できるところまでで、アピール文をつくって採択するかどうかを最後に決めるということではいかがでしょうか。

(鳥取県知事)これから再調整して、という会長のお裁きには、私は賛成しております。それは大前提で申し上げたいと思います。その上でありますが、ぜひこの次の高速道路ネットワーク整備も併せて、先ほど溝口知事もおっしゃいましたけれど、この点も今一度、議論を深めてみてはと思います。その際、1つ、私どもで注意しなければならないのは、交付税の復元を今まで訴えかけてきたわけでした、それに麻生総理が応えようとしているのではないかと、私も思えるわけでありまして。ですから、その国の新しい動きに対しては、後押しをしてあげるメッセージがあってもいいのではないかと思います。ただ、道路財源として、道路の整備の必要性が薄れたわけではないのです。特に中国地方においてはそうだと思います。この点は、はっきりと主張していく。これは、二律背反するようでありまして、お金の使い方の意思決定は国

全体のトータルの財政予算の中で出されるわけですから、建設国債などのアイデアも出始めているわけでありまして、我々としては、素直に我々の立場を主張したらいいのかなと思います。ただ、実は、今日に至るまで会長県を挟んでいろいろと調整をしたけれど、こここのところまでしか折り合っていないのが今日の段階だと私は聞いておりましたので、先ほどそういう説明をさせていただきましたけれど、もし1つのアイデアとして考えるのであれば、地方税財政制度の構築についての復元・増額の項目の最後にさらっと、今回麻生総理から提示された1兆円の地方への配分を復元の突破口にしてもらいたいとか、何かそういう1つの方向性のみを書くような書き方で、5県の間で折り合えるものかどうか。もちろん、別枠とはっきり書くべきだという議論もあるのでしょうけれど。私は、正直、別枠論なのですが、もしお互いの立場の違いがあるのでしたら、多少そうした工夫をしてでも、何か麻生総理の気持ちに応えるメッセージを出してはかがかかと思えます。

(島根県知事) 地方にとっては、結局2つの問題があるのです。道路についていえば、道路の整備は終わっていませんから、道路財源は引き続き必要だと。道路財源と同時に道路の事業費がないといけないという問題があるわけです。その中から、道路財源の一部を、一般財源に持って行って、一般財源は、少しプラスになりますが、道路の方の問題が残るわけです。だから、その問題がちゃんとわかるようなものでなければいかんと思うのです。何か持っていったらこっちはいいんだというわけにはいかない。そうするとそこにも誤解が生じないような文言である必要がある。それから、一般財源に1兆円持っていったとしても、多分、今の税収の落ち込みなんかからすれば、1兆円もっていてもまだ、相当足りないだろうと思えます。1兆円がきたら、地方の一般財源問題はかなり進むかと思ったら、まだまだ足りないでしょう。そうすると1兆円の問題だけに絞るよりも、やはり、実現する場合は、1兆円も含めて一般財源全体を確保することが大事だというようなことにしませんと、何かこの部分だけ強調して、その部分だけでできればいいというふうに誤解されてもいけませんから、その部分も配慮した文言にする必要があると思えますので、検討される場合はそこをよくお願いしたいと思えます。

(山口県知事) 僕は誤解があったらいけませんから、もう1回いいますけれど、地方交付税総額の復元増額は当然のことながら、してもらいたい。従って、最終的にはこの1兆円も上乗せされるということは、私はいいと思うのですが、この1兆円がたまたま道路特定財源から、そちらの方に持っていくということで、道路特定財源のうちの1兆円が、交付税の増額の財源として使われるというのが非常に気に入くないなという気がするのです。それだったら道路特定財源の方の道路整備の財源もきちっと出した上で、1兆円は交付税の方に入れますよというふうにしてもらわないと、なかなか納得し難いなというのが僕の意見です。

(会長) 今日に至るまで、事務的にずっと摺り合わせをさせていただいて、実は今、岡山県、鳥取県からご意見をいただいたところが整理できていないというのが実態であります。おそらく明後日の政府主催知事会でも、各知事さんから麻生総理をはじめ、政府に対してどういう見解なのかということを知りたいという知事さんが随分おいでになるのだろうと思うのです。そうす

ると今日、この時点で取りまとめられるアピール文に合意に至っていない緊急経済対策における地方税財源の適切な処置のところをどれだけ盛り込むかというのは、若干問題があるのではないかと思います。というふうに考えます。したがってそういった観点からもう1回、事務局でお話をいただいて、今日の時点でどこまで取りまとめて、明後日の政府主催全国知事会で何らかの方向が出た時に、またアピールを出すかどうかということも考えられるのではないかと思います。

(岡山県知事) 平井知事さんからご提案があったように、表現ぶりを工夫することによって、今、この1兆円についての提案がありますけれど、要するに緊急対策ということでご提言があって、議論されている点について、地方交付税の増額という方向での後押しとなるよう、表現ぶりを調整すれば十分、落ち着く着地ができるのではないかという感じがします。

(会長) わかりました。

(島根県知事) もう1つの問題を確認しますと、国の財源である、これは直轄事業にあてられているわけですが、それは道路の必要性に応じて配分されているわけです。交付税に移すといってもいろいろな移し方があるわけです。今のような交付税の背後にある基準財政需要とかいうものをどういうふうに算定するかというところが、まだぜんぜん議論がありませんので、それを交付税に移すという考え方はいいけれど、その配分の仕方、やり方によっては、むしろ、道路の整備が遅れているところがさらにその影響を受けるということになるわけです。白紙で交付税に移したらいいというわけには、なかなかいかない問題があって、そこはまだ議論されていません。配分の仕方はどうするかということでありまして、そういう点もよく配慮して文言をお作りになるように希望します。

(会長) うまい文言ができるかどうかちょっと疑問な点がありますが、事務方に整理させていただければと思います。

次に、「高速道路ネットワークの整備推進と道路財源の確保について」でございます。この件につきましては、島根県から共同アピール文のご提案をいただいておりますので、その趣旨等について島根県からご説明をお願いします。

(島根県知事) この件も、今、議論しております道路特定財源の一般財源化の問題をどう書き込むかということで、事前の事務方の調整の過程でずいぶん議論がありました。昨日までやりました。最終的には、それぞれ意見が違うわけでございまして、その違う原因の多くはまだ国の内容が固まっていないというところに起因をしているわけでありまして。そういう意味で、会長であられます広島県知事の方で1兆円の問題については、まだ、具体案が見えないから一般論の文章で整理するほかはないということで、この文章になって提出をしているということでありまして。そういう前提でお聞き願いたいと思うのですが、最初の出だしは、地方道路の整備が必要だということが半分ぐらい書いてありまして、上から4番目にこうした中、国においては道

路特定財源の一般財源化の方針が示され、10月末に追加経済対策では、道路特定財源1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みをつくることとされた。一方で、道路の計画においては、各県が必要とされる道路が確実に盛り込まれ、財源状況が厳しい地方において、道路の整備が計画的、重点的に進められるためには、安定した道路財源が確保されなければならない。こういうことが書いてあって、後、道路について4点指摘をしているわけです。1つは、基幹的な道路、特に基礎的なインフラである高速道路のネットワークについては、国土政策として国の責任において、早期に完成することが必要だということが一番最初に書いてあります。山陰の中におきましては、山陰道の未事業区間について早期に事業化を行うとともに、地方負担軽減のために、新直轄方式と同様な財政措置を講ずること、(2)として中国横断自動車道など事業中の高速道路について早期の事業効果発現のため、一層の整備促進を図ること、2番目は、新たな道路の整備計画の策定におきましては、地方が必要とする道路を確実に盛り込もうということです。高速道路については、事業箇所、完成目標を明確にして早期に整備を完了するということが書いてあります。3番目が次のページの裏であります。道路の一般財源化にあたりましては、この部分は原則的な考え方だけ書いてあります。1兆円を一般財源にしてどう使うかということは、議論がまとまっていませんので、書き込んでいないわけですが、受益者負担の考え方、先ほど、藤田知事もいわれたわけですが、暫定税率をどうするかという議論、それから国と地方の役割分担、それから税財源のあり方、この税財源のあり方は、さっきの岡山の石井知事のお話にもありますように、地方の税財源をどうするかというあり方、そういう問題を十分議論を深めた上で、その税の目的からして、引き続き道路整備のために優先的に配分することとすべきであると原則を書いています。(1)は国、地方が合わせて必要な道路財源を確保した上で、高速道路などが遅れている地方道路整備の実情を踏まえ、優先的にその財源を投入するということでありまして、地方に道路財源だけくればよいという話ではなくて、高速道路とか基幹道路は全国のネットワークを考えて引き続き、国の直轄でやる必要がありますから、国、地方合わせて財源を確保する必要があるということです。(2)は地方の話ですが、地方道路整備臨時交付金の仕組みは、非常に地方負担の軽減とか平準化とかでいい仕組みなので、これを充実・拡充すべきで、貸付金についても同じようなことだということが書いてあります。それから、4は前からあります国の直轄道路整備やその直轄道路の整備維持に係る直轄負担金については、これは廃止する方がいいと、これは全国知事会などでずっと言われていることでもあります。それを書いてあるということです。

(会長)ありがとうございます。ただ今のご提案につきまして、ご意見がありましたらご発言をお願いします。

(岡山県知事)意見というか、教えていただきたいのですが、この3のところの3行目の「その税の目的から引き続き、道路整備のため優先的に配分する」と、「その税の目的から」と書いておられますが、もともとこの一般財源化ということで議論の整理が進んでいるわけですので、なぜこのようなフレーズがここに入っているのでしょうか。このへんは、国の方で、まさに大事なところを今ご議論されているのでしょうから、それは、一般財源化する際に今の暫定税率

をどうするかとか、大きな課題は国の制度としてお考えになっているわけですから、我々としては、必要な各地域で遅れている地方の道路整備をとにかく実情を踏まえて、地方に優先的にしっかりと必要な財源を確保して投入して欲しいということに一番、力点があるわけございまして、ちょっとこの3行目、4行目に係るところの表現を入れることについて、ちょっとご説明をいただけますればと思います。

(島根県知事) 「その税の目的は」確かに揮発油税とかその目的自身を変えれば別ですけど、変えないとしたらこういうことが必要ですし、一般財源化も実は、いろいろな概念があるわけで、今でも一般財源化は一部では行われているわけです。道路以外のものにも一部は活用できる仕組みになっていますから。しかし、その場合でも道路に関連したような事業にあてられるということがありますからね。そういう意味でまったく税の仕組みを変えるのなら別ですけど、揮発油税とかそういう道路に係る税であるのならば、やはり一般財源化するにしても、道路整備に関連したようなものから一般財源化をしていくと。つまり、例えば、他の政策目的がたくさんありますが、農業とか社会保障とかいろいろありますが、それはそれぞれの財政全体の中で考えないと、道路財源でそれを賄うということは無理であります。そういう趣旨で、「その税の目的から」、ということが入っているわけです。

(岡山県知事) そうすると、これはやはり国の方で大きな議論をされるべきテーマであって、地方側として、ここまで、「その税の目的から」と断定的に書くということは、まさにそれを含めて国がこれから大議論を国会でされるわけですから、ちょっとそこまで書くのはいかがかという感じがいたします。

(島根県知事) それは、前置きの文章についておっしゃって、(1)(2) は、いいわけですね。

(岡山県知事) (1)(2) は一番主張すべきであって・・・。

(島根県知事) それは、今の石井知事の趣旨が取り入れられるように、前置きの部分は事務方で修正してもらってということによろしいですね。(1)(2) がサブスタンスでありますからね。

(鳥取県知事) そういう方向でぜひ調整していただければと思います。一般財源化は政府も与党も合意した話ですから、ここに弓を引くのもいかがかと思います。多分これは、調整する段階で少し調整漏れではないかと思いましたが。あと、先ほどの議論に関わるのですが、道路整備のために優先的に配分するという時の我々の気持ちとしては、地方の道路整備ではないかと、最近思うようになりました。大都市部の非常にコストの高い道路整備と、コストが安いけれど事業効果の高い中国地方における道路整備と同列に論じるのはいささか不合理かなと、最近思えるようになりました。このへんに最後の解決策が眠っているようにも思いますので、その税の目的からは、例えば落とされるということに加えて、これは後で調整してもらったらいいいと思いますが、皆様のご意見を含めて考えていただいたら結構でございますが、引き続き地方の道

路整備のために優先的に配分するという、地方側に配慮した道路整備を進めてもらいたいという気持ちも多少込めてはいかがかと思えます。

(島根県知事) その場合に、地方は地方部ということで、いわばローカルではなくて、発展が遅れた部分ということなのでしょうが、それは配分の話なので、全般的な話としては、ちょっと違うのでしょうか。この一般財源の話としては、地方公共団体に全部道路財源を回したらいいかということではないわけです。やはり、我々が求めている高速道路とか基幹的な道路網というのは、国の直轄でやるほかはないわけですからね。そこは、誤解のないようにしないとイケないと思えます。

(鳥取県知事) ここは表現上の問題なので、私もあまりこだわりません。特に、3(1)の「高速道路など遅れている地方の道路整備」ということと併せてお読みいただき、この趣旨をご理解いただければと思えます。

(会長) それでは、ご意見を踏まえまして、事務局で早急に整理することとしたいと思います。以上3つの課題に関しまして、取りまとめた時点で中国地方知事会からの共同アピールとして公表したいと存じます。また、関係する省庁につきましては、提案県から、各県選出の国会議員に関しましては、各県からそれぞれご説明いただきますようお願いを申し上げます。

(会長) 続きまして、その他の意見交換を行いたいと思えます。まずは、事務局から新過疎法の関係でご報告がございます。

(事務局長) 前回5月の知事会でご議論いただきました、新たな過疎対策、過疎法に向けて、共同提案を行うことになりましたが、このご提案をいただきました島根県さんを中心に中国地方の5県で調整の上、さらに四国も含めた9県で調整を行いまして、本日、机上に配付させていただいておりますとおり、共同提案として、取りまとめを行ったところであります。今後、今週の19日に開催される全国知事会議前に中四国9県で集まり、この共同提案の最終合意を図る場を経て、来週25日に開催されます全国過疎連盟総決起大会の日程に併せ、中国・四国ブロックとしても、国会議員の方々や、関係省庁への要望活動を行うこととなっておりますので、今後とも協力をよろしくお願ひします。

(会長) この件につきまして、特に何かご意見はございますでしょうか。ございませんようでしたら、引き続きまして、「北東アジアゲートウェイ構想の推進について」鳥取県、平井知事さんからお願い申し上げます。

(鳥取県知事) お手元にこういうカラーのコピーを配っていますが、かねて中国地方整備局も交えて議論をしているテーマです。改めて知事会としても共通のご認識をいただければと思ひました。日本海沿岸における北東アジアゲートウェイプロジェクトと書いてありますが、ちょうど

中国地方全体が、山陰、山陽に関わらずアジアに対して手を差し伸べる形をしています。ですから、この地政学上の有利性を活かせば、私たちはこの金融危機といわれる状況の中でも、ものづくりとかアジア経済の新興とタイアップした我々の地域の振興を図ることができるのではないかと思います。そういう意味で、今、重大な局面にあるというふうに考えています。島根県の浜田港からウラジオストックに向けて、RO-RO 船が走るようになりました。そして、来年の2月から境港、韓国の東海岸、ロシアのウラジオストックを結ぶ貨客船の就航も予定されています。こういうことと、高速道路の整備、鉄道網の充実などとあわせて、北東アジアとのつながりを日本列島の中で私たちの中国地方が深めることで、その推進役になることが、地域としての発展にもつながってくるという構想を、これから共通の認識として持っていきたいと思います。そういう意味で、新たに新設される航路も含めまして、中国5県でのご協力とご理解を賜りたいと考えています。以上です。

(会長)ありがとうございます。ただ今の件につきましてご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

(山口県知事)この構想そのものは、私も賛成なのです。ただ、心配なのが、今、境港とか浜田港はもうかなり港湾の整備が終わっているのですかね。山口県の場合は、まだまだ港湾の整備を推進、今、12mとか14mですが、それをさらに浚渫をしていかなければいけないということでも出てくるのです。そうするとこういう構想を進めていくためには、港湾の整備をかなりしていかなければいけないということが出てくるのです。ところが、その公共事業がこういう状況なものですから、なかなか港湾の整備が進まない。そうした時に、今回、たまたま徳山、下松港で臨海部産業エリア形成促進港という国ではじめての制度をつくっていただいて、指定を受けたのです。これは、特定の企業に公共埠頭を長期貸し付けて、そこで荷揚げ機械を置いて、自分の背後地と連動してやれるようなシステムができたのです。浚渫とか何とかを民間サイドでうまくできるような仕組みができるのか、できないのかわかりませんが、何か港湾整備がはやく進むような仕組み等も考えないとなかなか構想の実現のためには、えらいなという感じがしたということ、感想だけです。

(鳥取県知事)私も同意見です。特に、最近の港湾局の仕事のやり方が、横浜港とか神戸港とか、再重要港湾といわれるところにシフトして、結局大局的に、アジアとのゲートウェイを中国地方に設定する、九州もそうだと思いますが、そうした地方の重要港湾の投資が極端に制限されているような気がします。そのへんも中国地方知事会として、問題意識を共有して国に訴えかける必要があると思います。

(島根県知事)平井知事がおっしゃったように日本海側を北東アジアゲートウェイとして位置付けるということは、大変重要なことだと思います。中国5県で、中国圏広域地方計画の作成をやっているわけですが、その中でそういう山陰側がそういうふうに位置付けられるということが大事でありますので、引き続きそういう方向でお願いしたいと思っています。それから、今、

二井知事がおっしゃったようにそういう場合には、日本海沿岸の港湾の整備というのが大事な課題でございますので、そういう面におきましても引き続き、国の整備を共同して要請するということが大事ではないかと思えます。そういう意味におきましても、この中国縦貫道、山陰から山陽、山陽から山陰に向かう道路の整備は非常に大事でございますので、そういう点も国に対して訴えていく必要があると考えています。

(岡山県知事) 本県は、水島港の整備で、先ほど来、港湾の整備の話が出ていますが、確かにスーパー中枢港湾をはじめ、どうも国策上、そういうところで特に重点的に整備が行われているのですが、それ以外の港湾でもこのように重要な港湾がたくさんありますし、特にこのような北東アジアゲートウェイ構想という大変すばらしい構想を進めていこうという時には、こういう港湾整備全体についての地方の意見というものをしっかりと、まさに地方への配慮ということにおいて、強調して取り組んでいかないといけないと思えます。私もこのようなすばらしい構想につきましては、連携・協力をさせていただきまして、今、ご指摘いただきました中国横断道の道路整備とか、姫鳥線といったような整備の推進につきましても連携して取り組んでいく。中四国の交通の結節点とも本県もなっておりますので、このような構想の推進ということにつきましても、これからのいろいろな面におきまして、いろいろな情報とか、これからの皆様方の取り組んでいらっしゃる方向性につきましても、PR をさせていただくなど、これからの協力をさせていただきたいと思っています。

(会長) 荷物というのは、荷主がどこからどこにいかにか安く、速く動かすかということでありまして、最終的には荷主の選択に係るわけですが、せつかくすでにある航路、あるいは、今からできる航路でございますので、広く荷主の皆さんにも周知をし、集荷できる部分は、利用する、こういったことに協力していくことでよろしゅうございますか。

(異議なし)

(会長) それでは続きまして、「新型インフルエンザ対策の推進について」鳥取県からお願いします。

(鳥取県知事) お手元に資料がありますが、細かい話までは申し上げるつもりでもありません。皆様ご承知のとおり、鳥インフルエンザから、いつか、新型インフルエンザに移るだろう、鳥から人への感染が現に起こってきていますし、人から人へのパンデミックも、いよいよ予想される段階になってきています。先般、インドネシアで17名の集団感染が起こり、この週末も、その原因の調査をしているとのこと。鳥から人へという段階から、近々、人から人へという段階になれば、爆発的な流行になっていくことが予想されます。実際に今回予想されているのは、64万人の方が亡くなるのではないかと試算があり、スペイン風邪以上に大きな猛威を日本に振るうのではないかと恐れられているところであります。したがって、私ども知事会の方でも、そういった対策を各県でやっていくわけですが、現在の国の取組みには、まだまだ不十分

な点があると考えています。例えば、学校が流行の拠点になるかもしれない、媒介になるかもしれない、そういう意味で、学校に対して閉鎖する権限がどこかに与えられているかということ、今は自粛のものだけあります。あるいは企業を見ても同じような状況であるし、医者も保障がないものだから、自分が感染してしまっただけでどうなのか、と不安に思っているわけです。このように、国策の中ではまだまだ取り組んでいただくべき課題があると思っています。先程、試験研究機関の広域連携の冒頭の話の中でも、保健系の研究機関同士の連携もあるようですが、私ども5県の間でも福祉保健系統、あるいは、社会的な影響を与えると予想されるわけですから、防災ですとかそうした系統も含めた情報共有を図っていったら、国に対して一致して要求すべきことは緊急に要求をしていく態勢を整えたり、また、お互いに、例えばお医者さんの受け入れの研修とか、情報交換を兼ねて共同でできることも多いのではないかと考えています。あまり時間的な猶予もないので、5県の間で協議の場をこしらえて、取組を進めてはどうかと考えています。

(会長) ただいまの件につきましてご意見がありましたらよろしくお願いたします。

(岡山県知事) まさに時機を得た御提言だと思います。このようなことがあってはならないが、万が一の事態になった時には、全国で予想される死者数は64万人ですから、本県でも約1万人という大変ショッキングな数字が予測されています。国の方において、色々対策はもちろん練っておられるわけですが、どうも、今の平井知事さんのお話を聞いていると、やはり法律的な対応というのが、国家的な危機管理という面から十分検討がなされているのかということに(問題)があるのではないかと。国の方で検討されているのはやはり、いわゆる衛生関係法規とか、感染症予防法等々の法律の改正とか、そういった関係で対応されようとしているのかと思うが、今の話を聞いていると、これはまさに、国民保護法制のような、あるいは災害対策基本法のような、ああいう地域全体が危機的な状況になる、これに準ずるような内容でなければならぬと考えられるので、そういった面においては、まさに現場現場の地方の第一線で、こういう問題を研究し、また、色々、検討されておられる方々が連携しながら、地方から、こういう問題に対して、国の方に色々提言をして、国の方の検討を促していく、そういうふうな対応してもらおうよう求めていく。本当にこれは、早め早めの迅速な対応というのが極めて重要でありますから、まさにこれこそ、5県レベルで、しっかりと専門家どうしが連携して研究をしていく、検討していく、そして、その成果を早め早めに国の方に伝えて、地方から訴えていく、対応を早急にやっけていくよう促していく、そういった面では時機を得た提言だと考えます。

(山口県知事) 山口県も、一応、新型インフルエンザの関係の訓練はしていますが、今のような訓練で、本当にいざ発生した時に対応できるのかどうか、いつも不安を持って対応をしているという状況ですから、各県で情報を共有化しながら、そして、今話があったように、必要な法律を整備して全国的に統一的にきちっと対応できるように、やはり制度化をしていくべきではないかと思っておりますので、これについては、十分、5県で研究・検討をしていったらどうかというように思います。

(鳥根県知事) 私もまさに同意見であります。それぞれ各県で準備・訓練をやり始めていますが、情報共有して、色んないい知恵を出し合う。それが一つ。やはり、国の対応は職員の話をしている聞いていますが、先程、石井知事が言われた危機管理というか、そういうところがもう少し足りないのではないかと思います。例えば、インフルエンザに掛かると、熱が出て、患者が来て、発熱外来ということで、特別な感染症患者のための場所を作ったりしないといけない、それをどうも、今ある医療保険の枠内でそういう経費負担をしてもらおうというような考えがあるようにちょっと感じています。そこら辺の問題をよく洗い出さないといけないが、それは、いわば衛生対策というか、いわば、本当に社会的危機が起こりうるわけだから、危機管理として、国費で、そういう場所を設けるとか、医者確保をすとか、あるいは、医者が感染したりするようなことも起こりうるわけだが、そういうことに対して、どういう対応をするのか、あるいはワクチンの製造についての準備をどうするか、国にもう少し、我々の方から意見具申をしていかなければならないというように思いますので、是非とも5県の専門家の人たちに集まってもらって、そういうことを早く、まとめてもらったりすることが大事だと思います。

(会長) そうですね。場合によっては、人に移動の禁止をかけるとか外出禁止令を出すとかそういったことも必要になってきますので、何らかの法制度が必要だと思いますし、タミフルなどの備蓄期間が過ぎた時に、これを更新するということになりますと、また多大な経費がかかるので、5県の専門家と協議をしてもらってうまく落としとしようとか、うまく取りまとめられれば緊急アピールなり、あるいは国に対する提案をするということによろしゅうございますか。

(異議なし)

(会長) ありがとうございます。

それでは続きまして、「実効ある消費者庁とするための地方消費者行政の充実について」鳥取県平井知事さんからお願いします。

(鳥取県知事) 時間も迫っていますので、この点はお聞きいただいて認識を共有していただければ結構でございます。現在、消費者庁の審議が国会でどうなるか、与野党間の駆け引きの材料になっていますから、前になかなか進まないかもしれません。いずれにしても大切なのは、JAS法の食品検査の立入りだとか、各県ごとの権限がございますが、それが国の権限とうまくかみ合っていないかったり、他県と連動しているような場合にわざわざ国の機関を経由してやらなければならないとか不合理な点がいろいろございます。これから、消費者庁の議論が進んでくのに従いまして、そうした権限関係とか地方への事務移譲を我々として求めていくべき段階がくると思いますので、その認識さえまず共有していただければ、今日は時間の関係もありませんので、結構かと思います。

(会長) ありがとうございます。ただ今のご意見について特にご発言がございますか。よろしゅう

ございますか。PL法とか様々な関連がございますので、今後の議論を見守り、また我々も意見を出していく必要があるのではないかと考えています。

お手元に共同アピール案の修正文が届きのことと思いますが、こういう取りまとめではないかがでしょうか。

(山口県知事)ここまで書くのでしたら、疲弊した地方財政ではなく、交付金とは別枠にしてと言ってもらった方がすっきりするのですがね。

(会長)こちらの方ですか。この1兆円についてのところですか？まず、「高速道路ネットワークの整備推進と道路財源の確保について」赤い部分で、「その税の目的から引き続き、道路整備のために優先的に配分することとし」という部分を消してございますが、こちらでよろしゅうございますか。

(異議なし)

(会長)それでは、こちらを採択することとします。

(島根県知事)こちらの地方税財源の方ですが、3の(1)ですね。「政府提案の」というのを入れた方がよくないですか。あるいは、「政府の」要するにこの問題は、内容がまだよくわかりませんのでね。こういう仕組みになるのかどうかということがわかりませんから、政府の経済対策にあるとか、何とか、そういう限定をした方がいいと思います。だから、それは政府提案が実現される場合ということを、インプライしているわけですが。

(岡山県知事)先般の緊急経済対策において盛り込まれているかとか、今、案として盛り込んでいるとか引用されるとわかりやすいと思います。

(会長)では、事務局、お手数ですが、もう1回修正をお願いします。

(岡山県知事)今の二井知事の疲弊した地方財政、これがちょっと。

(山口県知事)これが7,000億円と別枠なのかどうかというのは、まったくわかりませんからね。

(島根県知事)そこはまたわからないですよ。

(山口県知事)むしろここまで書くのであれば、後にその際、必要な道路整備等に支障がないようにと言っていますから、別枠というのを入れてもらった方が、その意味でもすっきりする。

(会長) すっきりはするのですが、そこまで言い切っていいものなのかどうか。

(鳥根県知事) その際で、書いてありますから、そこで読まないことや

(鳥取県知事) 私も別枠という心は賛成なのですが、5県の間で摺りあうところはどこまでか。ぎりぎりの表現でたぶん会長がこうおとりまとめになったのだと思いますので、概ねこういうことかなという気がします。

(鳥根県知事) 緊急経済対策におけるその冒頭に書いてありますから、それでよしということにいたしましょう。

(会長) この修正版でいいということですか。もう1回文言修正を？

(鳥根県知事) いや、もうけっこうです。

(会長) よろしゅうございますか。それでは、これをアピール文として採択することとします。その後の取り扱いにつきましては、先ほど申し上げましたように要請行動を行っていきたく存じます。

(岡山県知事) それで、明後日の全国知事会議においてどのようなことになるのか、そういった議論も踏まえながらまた弾力的な対応ということも、これから考えていったらよろしいかと思えます。

(会長) やらざるを得ない状況になると思います。

(岡山県知事) だんだん、その議論が詰まってくるからね。

(山口県知事) 僕も指名があるかどうかわかりませんが、一応建設の常任委員長をやっていますので、この道路の特定財源のことは今、別枠にしてもらいたいということと、必要な道路整備の財源は確保してもらいたいということはきちっと総理に言いたいなと思っています。

(会長) そのほかに何かございますか。よろしゅうございますか。それではちょうど時間になりましたので、これをもちまして本日の会議を終了いたします。議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。